特定関係調書

年　　月　　日

市　川　市　長

当社と市川市入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されている者（以下「名簿登載者」という。）との間における、特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（以下「基準」という。）に規定する資本関係又は人的関係のあるものは、次のとおりです。

1　資本関係がある他の名簿登載者

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるもの（基準３(1)ア関係）

商号又は名称	所在地

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるもの（基準３(1)イ関係）

商号又は名称	所在地

2　人的関係のある他の名簿登載者

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねているもの（基準３(2)ア関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねているもの（基準３(2)イ関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているもの（基準３(2)ウ関係）

当社の管財人		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

３　その他入札の適正さが阻害されると認められる他の名簿登載者（基準３(3)関係）

商号又は名称	所在地

住　　所
商号又は名称
氏　　名

記入上の注意事項

本調書の記入にあたっては、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する３基準、５留意事項等に従って記載をお願いいたします。

なお、市川市が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札において、この基準のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効となりますので、ご注意ください。

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（抜粋）

～略～

３　基準

(1)　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2)　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ｱ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①　会社法第２条第 11 号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②　会社法第２条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③　会社法第２条第 15 号に規定する社外取締役

④　会社法第 348 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ｲ)　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ｳ)　会社法第 575 条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ｴ)　組合の理事

(ｵ)　その他業務を執行する者であって、(ｱ)から(ｴ)までに掲げるものに準ずる者

イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

～略～

５　留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。